

重要な
お知らせ

特商法の違反行為があったら

申出制度

ご利用しましょう!

ガス代、高いですか？

アンケート

検針票を見せると言う

検針票を見せていただけませんか？

別にモノを売りつけることはしませんから。

今は名刺は無いんですよ

勧誘目的であることを告げない

勧誘者の氏名、所属を告げない

悪質な訪問販売、勧誘が増えています

この様な迷惑行為を受けていませんか？

特にLPガス

居座って帰らない

ハンコを押すまで帰れませんよ。

断っても再勧誘に来る

料金を正しく伝えない

最初の安値だけ伝え、その後値上がりする事実を言わないなど

またまた来ましたよ。

特商法（特定商取引法）は、悪質な訪問販売や、通信販売・電話勧誘を取り締まり、消費者の権利を守る法律です。

お客様(消費者)は特商法で守られています!

LPガス(プロパンガス)のことをご不明な点がございましたら、「LPガスお客様相談所」にお問い合わせください。

- | | |
|----------------|--------------|
| 神奈川県LPガスお客様相談所 | 0120-244-566 |
| 埼玉県LPガスお客様相談所 | 0120-419-640 |
| 千葉県LPガスお客様相談所 | 043-246-1579 |
| 東京都LPガスお客様相談所 | 0120-388-327 |
| 山梨県LPガスお客様相談所 | 055-228-4171 |



消費者被害を無くすためにも、届け出ることは大切です。

「これは迷惑だな」ということがあれば、申出書に書いて協会またはお客様の担当業者にお渡しください。
この申し出によって業者を注意、指導いたします。



申出書の書き方

消費生活相談の窓口へ届きます。
内容確認の電話がかかります。
てくる場合もあります。

業者の連絡先や名刺が
ありま
したら書き写してください。

訪問や電話、メールなどの行為を書いてください。

訪問や電話の回数、業者の人数や名前など情報になるものを書いてください。(おわかりになる範囲で結構です)。

申 出 書

〇〇年 〇月 〇日

〇〇〇〇知事殿

お客様のお名前 〇〇山△△子

印

住所 神奈川県横浜市東仲通り 25-134

電話番号 〇〇〇-△△-□□□□

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、
適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第 60 条に基づき、申し出ます。

記

1. 迷惑行為をした業者名 所在地 (わかれば勧誘員の氏名)

例 〇〇〇〇株式会社 (□□県〇〇市) □川〇〇美

2. どのような迷惑行為を受けましたか

例 断っても何度も訪問してくる。2時間もねばられたことがある。

3. それによってどのような被害を受けましたか

例 居留守を使うようになり、人が訪問してくるのが怖くなった。
訪問をやめるように指導してもらいたい。

4. その他参考となること

例 いつ訪問されたかメモをとってあります。

申出書は担当のLPガス事業者やLPガス協会にもあります。
書き方などがわからないときは
お問合せください。

お客様の生活に影響をおよぼしたことや、そのときの気持ちなどを
書き、今後どのようにしてほしいか記入してください。

申 出 書

年 月 日

殿

氏 名

住 所

電話番号

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利害が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

記

1. 申出に係る事業者

所在地：

名 称：

2. 申出に係る取引の態様

3. 申出の趣旨

4. その他参考となる事項

クーリング・オフ をご希望される場合には 下記のハガキをご利用ください。

訪問販売業者の勧誘を受けて、いったんL P ガスの切り替えを申し込んだものの、クーリング・オフ(申込み撤回・契約解除)をしたいときは、このハガキを参考にして、契約先に申し込んでください。申込み・契約書面を受け取ってから、8日以内であれば、無条件で撤回・解除ができます。

*「勧誘業者」宛ではなく、「契約業者」宛てに送るようにしましょう。

63円切手をお貼り下さい

〒□□□□-□□□□

(契約先の住所)

(契約先の会社名)

(営業所)

御中

下記の申し込みをクーリングオフします。

○申込日 _____ 年 月 日

○契約先 _____

事業者名

所在地

電話番号 ()

申し込みの内容 L P ガス業者の切替申込

○通知日 _____ 年 月 日

住 所

通知人

印

クーリング・オフ(申込撤回・契約解除)を希望される場合は、下記のように「ハガキ」等に必要事項を記入の上、相手方事業者宛に郵送しましょう。
※投函する前に、両面をコピーして残しておきましょう。